

第六回 株式会社サインポスト倫理委員会 議事録

日 時：平成 27 年 9 月 10 日（木曜日） 17 時 - 18 時 30 分

場 所：株式会社サインポスト 会議室

（大阪市中央区道修町 2 丁目 2 番 5 号 イヌイ第二ビル 4 階）

出席者：委員長

今野 英一

副委員長

森谷 長功

委員

広野 光子

岩崎 斗茂子

横川 拓史（社内委員）

（株）サインポスト代表取締役社長

山崎 義光

事務局（株）サインポスト取締役

伊達 尚範

配布資料：(1) (株)サインポスト事業案内

(2) (株)サインポスト倫理指針案

議事要旨：

報告事項 1) 当社事業の概要

（株）サインポスト代表取締役山崎が、配布資料（1）を用い、委員に対し、会社の沿革、事業内容についての説明を行った。

審議事項 1) 当社倫理指針の改訂

事務局伊達が、配布資料（2）を用い、委員に対し、（株）サインポスト倫理指針の改訂を諮り、以下の質疑応答を経て、改訂案が了承された。

【今野委員長】5. 1) ①に i)、ii)があるが、ii)だけで良いのではないか。i)がある意味は何か。

【山崎】i)は、特に小児の時に遺伝子検査を行うことによって治療法（対処法）が存在することもある。そういう意味で小児期の部分を曖昧にして、分けている。ii)は遺伝子検査を行うことによって、親権者等が被検者のライフスタイル等に枠をはめてしまう可能性があるため、本人が遺伝子検査のベネフィットとリスクを判断できるようになるまで行うべきではない。

【森谷副委員長】今野委員長に同意である。もっとも、トラブル防止のためよく起こりうる事例を例示するという趣旨であれば、このままでも良いと思う。

【今野委員長】5. 2) ① iii)に「地位」という言葉があるが、表現はあっているのか。通常だと立場となると思うが。

【森谷副委員長】日常用語としては違和感を感じるが、法律文章としては、「地位」という言葉が用いられる。問題ないと思われる。。

【今野委員長】5.3) ⑤に「被検者が自由意思で決定できるように」とあるが、この語句は必要ないのでないのではないか。

【広野委員】但し書きとして後ろにつければ良いのではないか。

【今野委員長】そもそもここで決定することはなにか。

【山崎】カウンセリングのことである。カウンセリングには事前に受ける「遺伝子検査を受ける意味」と事後に受ける「遺伝子検査の結果について」の2種類がある。

【伊達】但し書きとすることとする。

【広野委員】5.3) ④は、内容からして、同項の一番後ろに持ってくるべきではないか。

【山崎】弊社で（カウンセリング記録を）保存することはない。本号は後ろに移すことにする。

【今野委員長】5.4) ②に「基本的に血縁者を含む」とあるが、基本的にという言葉は必要か。

【伊達】本人の意思表示ができない等の場合が考えられるため必要と考えている。

【森谷副委員長】6. ⑤に関係者とあるが具体的には誰のことか。

【伊達】社員等を示している。

【森谷副委員長】6. ③では責任者となっており、社員が対象となっていない。社員に対しては⑤で守秘義務を負わせているのか。

【山崎】個人情報を弊社で保管しているものとしているものの2つのサービスがある。厳格に管理保管をしている。

【森谷副委員長】社員等関係者とするなど、明確に言及したほうがよい。

【広野委員】5.4) ②の「されるようなことがあってはならない」という表現が他号に比較して曖昧ではないか。

【伊達】「ならない」に変更する。

【森谷副委員長】5.4) ②で保険会社が入っているのはどのような意図か。

【山崎】保険加入に関し、保険会社が遺伝的リスクの高い人の加入を断るなどの差別的な事象が起こる可能性がある。現在日本においては遺伝子検査と保険はなじまないという考えが中心であるが、その考えが変われば、将来的に保険会社は外れるかもしれない。

【森谷副委員長】雇用者、学校と保険会社と意味合いが違うものが並んでいることに違和感がある。順番を並び替えることはできるか。

【伊達】順番を変えることにする。

以上

上記議事の経過及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、委員長がこれに押印する。

委員長 今野 英一

